



①代表理事
(法人法第77条第1項、第91条第1項)
代表権及び業務執行権

②業務執行理事
(法人法第16条第1項第2号)
業務執行権

○代表理事及び業務執行理事は、以下の権限を有します。



①法人の業務執行の決定
(法人法第90条第1号)

②理事の職務執行の監督
(法人法第90条第2号)

③代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
(法人法第90条第2項第3号、第91条第1項第2号)

④社員総会の招集の決定
(法人法第38条第2項)

⑤競業・利益相反取引の承認
(法人法第84条、第92条第2項)

⑥計算書類・事業報告の承認
(法人法第124条第3項)

○理事会の権限としては、主に以下のようになります。

○理事会とは、法人の業務執行について、その意思決定を行う機関であり、全ての理事は、その構成員として議決権を行使します。

【理事会・理事の権限(1)】

I 公益法人の各機関の役割と責任 (携帯版)
(理事会・理事編)

— 公益社団法人の理事必携 —

(平成 28 年 6 月)

※ 理事の皆様は、この必携を随時参照するようにしてください。
また、全5種類の必携(公益社団の理事、監事、公益財団の理事、監事、評議員の各編)は、「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>)に掲載しておりますのでご利用ください。

【理事の心得】

地位に伴う職責を果たす

→ 公益社団法人の理事は、理事会(株式会社における取締役会に相当)を構成する役員であり、その地位に伴う職責を果たさなくてはなりません。

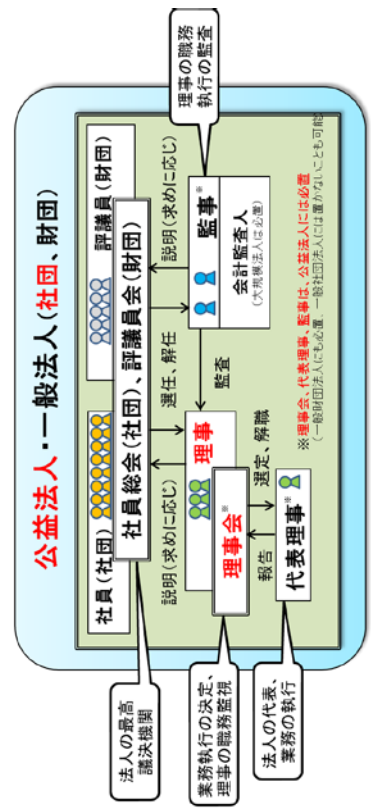
全ての理事に義務と責任

→ 全ての理事は、常勤・非常勤、報酬の有無に関わらず、理事としての義務と責任を負っています。

国民からの信頼を裏切らない

→ 公益法人は、法律に基づき認定され、税制優遇を受けて活動する法人です。
その理事は、国民からの信頼を裏切らないよう 常に自覚を持って職務を遂行することが必要です。

公益法人・一般法人の各機関の役割と責任



※ 「公益法人の各機関の役割と責任」本体は、以下のURLから御覧いただけます。

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20140715_kakukikan.pdf

(注)

- 「認定法」→「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成 18 年法律第 49 号)
- 「法人法」→「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成 18 年法律第 48 号)

【理事の義務・責任(1)】

○理事の義務には、主に以下のものがあります。

- ①善管注意義務
- ②忠実義務
- ③競業・利益相反取引の承認と報告
- ④社員総会における説明義務
- ⑤監事に対する報告義務

○理事が問われる可能性のある責任には、主に以下の2つがあります。

- ①法人に対する損害賠償責任
- ②第三者に対する損害賠償責任



【理事の義務・責任 (3)】

○具体的な事例としては、
 法人の経理を特定職員に任せきりにしていたため、その職員が法人の
 長年気付かなかったといった場合、理
 事は、財産管理のために必要な善管注
 意義務を怠ったとして、責任を追及さ
 れる可能性があります。

○また、以下のようなことも、善管注
 意義務に反するおそれがありますの
 で、行わないようにしてください。

- ・理事会に本人が出席しないで、代
 理人を出席させる。
- ・委任状を用いた理事会運営を行う。
- ・理事会や社員総会の決議案や議事
 録を作成する際に全く閲覧しない
 など、理事会等の運営に適切に関
 与しない。
- ・業務の実施や通帳の管理等を特定
 の理事・職員又は外部の業者等に
 任せきりにする。
- ・職員等に理事個人の印鑑を預けて、
 事務的な手続を任せきりにする。

【理事の義務・責任 (2)】

①理事は、法人と委任関係にある(法人法
 第64条)ことから、「善良な管理者の注
 意」をもって自らの職務を行う義務を
 負います(民法第644条)。

②理事は、法令、定款、社員総会の決議
 を遵守し、法人のため忠実に職務を行
 う義務を負います(法人法第83条)。

③自己又は第三者のために法人と取引
 するなどの場合は、理事会の承認と取
 引後の報告が必要です(法人法第84条、第
 92条)。

④社員総会で社員から特定の事項につ
 いて説明を求められたときは、その事
 項について必要な説明をしなければな
 りません(法人法第53条)。

⑤法人に著しい損害を及ぼすおそれの
 ある事実を発見したときは、直ちに、
 その事実を監事に報告しなければなり
 ません(法人法第88条)。

①任務を怠ったことにより法人に生じ
 た損害を賠償する責任(法人法第111条)

②職務について悪意又は重大な過失が
 あつたときに第三者に生じた損害を賠
 償する責任(法人法第117条)

【理事会・理事の権限 (2)】

○以下の事項は理事会決定事項であ
 り、その決定を理事に委任すること
 はできません(法人法第90条第4項各号)。

- ・重要な財産の処分及び譲受け
- ・多額の借財
- ・重要な使用人の選任及び解任
- ・従たる事務所その他の重要な組織
 の設置、変更及び廃止
- ・法人の業務の適正を確保するため
 に必要な体制の整備
- ・定款の定めに基づく役員等の責任
 の免除

○代表理事及び業務執行理事は、業務
 執行権に関し以下の義務があります
 (法人法第91条第2項)。

- ・3か月に1回以上又は毎事業年度に
 4か月を超える間隔で2回以上(そ
 の旨定款で定めた場合)、自己の職務
 の執行状況を理事会に報告

○なお、代表理事及び業務執行理事以
 外の理事には、代表権及び業務執行
 権はありません。

【行政庁による監督】

○認定法に規定された公益法人に
 対する行政庁の監督措置には、
 以下のようなものがあります。

- ・報告徴収、立入検査(第27条第1項)
- ・勧告、命令(第28条第1項、第3項)
- ・認定取消し(第29条第1項、第2項)

【罰則】

○法人法に規定された主な罰則
 (理事等が対象)

- ・特別背任罪(7年以下の懲役若しくは
 500万円以下の罰金又は併科)(第334条)
- ・法人財産処分罪(3年以下の懲役若
 しくは100万円以下の罰金又は併科)(第
 335条)
- ・贈収賄罪(5年以下の懲役又は500万
 円以下の罰金)(第337条第1項第1号)

○認定法に規定された主な罰則
 (理事等及び法人が対象)

- ・不正な手段で公益認定や変更認定
 を受けた者の罪(6月以下の懲役又は
 50万円以下の罰金)(第62条)
- ・不正な目的で他の公益法人と誤認
 されるおそれのある名称又は商号
 を用いた者の罪(50万円以下の罰金)
 (第63条)

(理事等が対象)

- ・名称又は代表者の氏名の変更や合
 併等の届出をしない、又は虚偽の
 届出をする。(50万円以下の過料)(第
 66条第1号)
- ・毎年の事業報告を提出しない、又
 はこれに虚偽の記載をして提出(50
 万円以下の過料)(第66条第2号)